

第5号議案

定款の一部改正について(案)

定款の変更条項及び変更事由

1. 第8条中「(2)禁治産および準禁治産又は破産の宣言を受けたとき。」を削除する。

(理由)民法の改正により、禁治産および準禁治産の制度が後見、補佐および補助制度に改められた。しかしながら、自己決定の尊重やノーマライゼーション等の理念を踏まえると敢えてこの規定を定める必要がないので削除する。

2. 第8条中「(3)死亡、失踪宣言」を「(2)死亡、失踪宣言」と改める。

(理由)第8条の「(2)禁治産および準禁治産又は破産の宣言を受けたとき。」が削除されるため。

3. 第8条中「(4)除名」を「(3)除名」と改める。

(理由)第8条の「(2)禁治産および準禁治産又は破産の宣言を受けたとき。」が削除されるため。

4. 附則として次のように加える。

二 一年二月一三日一部改正

新旧対照表

改 正 前	改 正 後	改 正 理 由
<p>(資格喪失)</p> <p>第 八 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1)退 会</p> <p>(2)禁治産および準禁治産又は破産の宣言を受けたとき。</p> <p>(3)死亡、失踪宣言</p> <p>(4)除 名</p>	<p>(資格喪失)</p> <p>第 八 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。</p> <p>(1)退 会</p> <p>(2)死亡、失踪宣言</p> <p>(3)除 名</p>	<p>民法の改正により、禁治産および準禁治産の制度が後見、補佐および補助制度に改められた。しかしながら、自己決定の尊重やノーマライゼーション等の理念を踏まえると改めてこの規定を定める必要がないので削除する。</p>